

公立大学法人京都市立芸術大学施設貸出規程

(令和7年3月25日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）の施設を職員、学生の教育・研究及びそれらに準ずる活動（以下「業務」という。）以外に利用させる場合について、必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 本学の教育研究に寄与する諸活動及びそれらに準ずるもの

2 前項に掲げるもののほか、理事長が認めるもの

(利用の許可)

第3条 施設の利用を希望する者は、事務局長の許可を得なければならない。

2 事務局長は、施設の利用を許可した場合は、施設利用許可書を交付する。

3 事務局長は、利用許可の際、管理上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第4条 利用は、業務上支障のないと認められる場合に限り許可する。

(利用料の上限)

第5条 各施設を業務以外に利用させる場合において徴収する利用料の上限額は、別表のとおりとする。

(利用料)

第6条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用料の合計金額を請求の日から起算して14日以内に納入しなければならない。

(利用料の減額又は免除)

第7条 利用料の減額又は免除は行わない。ただし、理事長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用料の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、理事長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用料に係る債権の放棄)

第9条 理事長は、利用料の回収の可能性がないと判断した場合は、当該債権を放棄することができる。

2 債権の回収の可能性がないと判断した場合とは、債務者が次の各号いずれかに該当する事由が生じた場合をいう。

- (1) 自己破産し配当が終了したとき
- (2) 行方不明となったとき
- (3) 死亡したとき

(目的外利用の禁止等)

第10条 利用者は、利用目的以外の施設利用、転貸又は権利の譲渡をしてはならない。

(利用許可の取消し)

第11条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 申請書に不実の記載があったとき
- (2) 利用許可の条件に違反したとき
- (3) 本学の職員の指示に従わないとき
- (4) 利用を許可された場所以外を利用したとき
- (5) 施設を利用するに当たって必要な関係官公庁への届け出を怠ったとき
- (6) 利用者、出演者、参加者、スタッフこれらに準ずる者又は主催者、共催者、後援者、協賛者、委託先業者その他の取引関係者等がいわゆる反社会的勢力その構成員若しくは関係者であるとき
- (7) 事業内容が明確でない企業・団体、又はそれらの役員、従業員、関係者が主催、共催、後援、協賛する行事に利用するとき
- (8) 施設の品位を損なう恐れがあると認められるなど、本学が不適当であると認めたとき
- (9) 災害その他不可抗力によって、施設の利用ができなくなったとき
- (10) 災害の発生により、施設が行政から避難所等に指定されたとき
- (11) 新型インフルエンザ等の感染症の発生により、施設を閉鎖するとき

2 前項各号の規定による利用者が被った損害について、本学はその賠償の責めを負わない。

(利用後の措置)

第12条 利用者は、利用が終わったときは、直ちに施設等を原状に復して明け渡さなければならない。

(施設の弁償)

第13条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに本学に届け出て、その損害を弁償しなければならない。

(職員の立入)

第14条 利用を許可した施設に本学が管理上必要であると認めるときは、本学の職員が立ち入り、利用者に必要な措置を講ずるよう指示することができる。

2 前項に規定するほか、利用者は本学の職員の指示に従わなければならない。

(安全管理)

第15条 利用者は、利用に際して本学敷地内での警備が必要な場合は、本学が指定する警備会社を利用することとし、交通整理、場内外整理及び盗難・火災等の防止に努めること。

2 前項に規定する警備に係る費用は、利用者の負担とする。

(掲示物等)

第16条 利用者が本学の敷地内に広告又は催事の案内看板などの掲示を希望する場合は、その詳細を本学に申請し、許可を得なければならない。

(撮影等)

第17条 利用する施設内において、撮影、中継又は収録を希望する場合は、事前にその詳細を本学に申請し、許可を得なければならない。

(物品の販売等)

第18条 利用する施設内において、物品の販売又は飲食の提供などを希望する場合は、実施場所、実施方法その他これらに関する事項を本学に届け出て、その許可を得なければならない。

(利用者の心得)

第19条 利用者は、公立大学法人京都市立芸術大学施設管理規程に掲げる事項を守らなければならない。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他施設を供用するために必要な準備行為は、施行前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

区分	単位	上限利用料（円）
堀場信吉記念ホール	1日	360,000
笠原記念アンサンブルホール	1日	120,000
多目的ギャラリー	1日	120,000
講義室	1時間	8,000
その他の施設	1時間	8,000
上記に定めるもののほか、公立大学法人京都市芸術大学が料金を徴収する必要がある場合は、実費等を基準に理事長が定める。		実費相当